

勝山市農業委員会 議事録

平成28年6月27日

勝山市農業委員会

会議の概要

- 事務局長 　　ただいまより、6月の定例農業委員会を開催いたします。
- 事務局長 　　本日の会議ですが、4番 久保 晴空 委員 と8番 山内 百合子委員は所用のため欠席する旨の届出がありました。
それでは、松村会長よりごあいさつを申し上げます。
- 議長 　　(挨拶省略)
- 事務局長 　　これからは会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いします。
- 議長 　　これより、本日の会議に入ります。
はじめに事務局より6月分の経過報告を申し上げます。
- 事務局 　　それでは、6月分の経過報告を申し上げます。
- 議長 　　事務局の報告はお聞きのとおりです。
なにかご意見、ご質問はございませんか。
- 議長 　　ほかにないですか。ないようですので、次に本日の会議録署名委員ですが、17番 山口 拓雄委員、5番 鈴木 佐智江委員の両名をお願いします。
- 議長 　　これより議事に入ります。
日程第1 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請認定についてと
日程第3 議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については関連していますので一括して議題といたします。事務局から説明願います。
- 事務局 　　それでは、日程第1 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請認定について1件と日程第3 議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について1件を説明いたします。
(議案説明省略)
- 議長 　　このことについては、現地確認をしていただいた委員から報告願います。
- 職務代理 　　農業経営基盤強化促進法の所有権移転については、去年から始まりまして4件目の案件になるかと思えます。●●さんに関しては、3回目です。また、7枚目の田の購入になります。
17番と現地確認を行っておりまして、それまでに公的立場で先月、売主、買主について話を聞いています。

事務局より説明があったとおりですが、資料 1 ページの住宅地図を見ていただきますと、●●さんの住所が、8 番 1 4 となっています。実は●●さんの家の横に 1 4 - 1 があり、5 0 年ほど前に●●さんの農作業小屋がありました。その小屋を解体して、今の場所に引っ越ししたということです。耕地整理の時に、田んぼの部分をいっしょにしてもらって、田んぼ 1 枚にしたのですが、事務局の説明のとおり、登記が宅地部分と田んぼの部分があります。このままでも登記はできると思うのですが、農業委員会では現況が農地であるので、これもあっせんするということになりました。

議案第 8 号は的確な案件だと思われま。議案第 1 0 号についても、農振地域でありますし、条件に適合すると思ひます。

現地確認をした際に、●●さんの住所と売り渡す地面の地番が同じであることに気がきました。免許証、住民票、印鑑証明等についても同じように売り渡し地面と同じ住所になっています。今回、他人に売買することで将来的に支障をきたすと判断しましたので、住民票を現在の地番に移してはどうかと●●さんに強くすすめたところ、本人が納得をされ、すぐに住所の変更をしました。また印鑑証明の住所も新しくされました。議案書を送付する際には間に合わなかったのですが、来週に入り登記簿も修正することになっています。農地台帳を含めたすべてのものについても、新しい住所で修正していただきました。

これは特異な事例でしたが、そのほかについては問題ないのでよろしくお願ひします。

議長

住所は議案書の送付の時には、修正が間に合わなかったようですが、登記をする際は、新しい住所での登記になると聞いています。

議長

以上のとおり説明はお聞きのとおりですが、審議に入ります。本件についてご意見、ご質問等はありませんか。

議長

それでは最初に議案第 8 号について採決いたします。
議案第 8 号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

7 番

8 字 1 4 番 1 については、農振白地ですか。

事務局

はい。そうです。農業振興地域内の農地ということです。
農振農用地ではありません。

7 番

それを農地として売買したということは、農振にいれているということですか。

事務局長

これは一体で田として取り扱っています。今後は、農振整備計画の変更をする必要があると思ひます。

7番 農業振興地域内の農用地にいれるということですか。

事務局長 はい、そうです。
今の8字14番1は、登記簿地目宅地となっています。今回現況が田ということで議案にあげさせていただいています。登記簿地目についても田に地目変更すると聞いています。

議長 続きまして、議案第8号について採決いたします。
議案第8号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか
(異議なし)

議長 ないようですので、議案第8号については、原案のとおり承認することに決しました。

議長 続きまして、議案第10号について採決いたします。
議案第10号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか
(異議なし)

議長 ないようですので、議案第10号については、原案のとおり承認することに決しました。

議長 次に日程第2 議案第9号 農地法4条第1項の規定による許可申請意見送付についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第9号 農地法第4条第1項の規定による許可申請意見送付1件について説明いたします。
(議案説明省略)

議長 このことについては、現地確認をしていただいた委員から説明をお願いします。

17番 先日現地確認を中村委員と事務局と私で行いました。ソーラーパネルを230基設置するという事です。特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長 太陽光パネルはあしの部分だけを転用できるということです。残った部分については農地として利用するという事です。現地確認の報告は以上のとおり説明はお聞きのとおりです。審議に入ります。本件についてご意見、ご質問等はありませんか。

議長 ございませんか。ないようですので、議案第9号について採決いたします。
議案第9号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。
(異議なし)

議長 ないようですので、議案第9号 農地法第4条第1項の規定による許可申請意見の送付については原案どおり承認することに決しました。

議長 次に日程第4 議案第11号 農地法第52条第1項の規定による農地の賃借料情報についてを議題とします。事務局から説明願います。

事務局 それでは、議案第11号について、農地法第52条第1項の規定による農地の賃借料情報について説明いたします。
(議案説明省略)

議長 以上、お聞きのとおりですが、この件についてご意見、ご質問等ございませんか。

加藤委員 これは10aあたりの単価ですか。

事務局 はい、そうです。

職務代理 基盤整備した農地での賃借料は、2、3年前から下がっているのが妥当だと思いますが、未整備地域が整備地域を逆転している地区もあります。また昨年に比べてはね上がっている地域もみうけられますが、これについて事務局説明できますか。

事務局 データ元は、過去1年間における利用権設定の公告のあったものを使用していますので、昨年のデータについて比較の対象にならないと思います。
書類として出させてもらったのは、データを整理したものなので、データについてどうだこうだとは説明できないので、ご理解をお願いします。金額は、あくまでも過去の1年間の結果を記載しているというものでございます。
ちなみに昨年の勝山市の平均は、8,200円、米の単価は1俵当たり10,400円となっています。本日は、各地区の昨年のデータは今回準備しておりません。
また、昨年につきましては農事組合法人の賃料については、各地域と別にしていますので、記載方法にも変更がありますので昨年との比較はできないと思います。

職務代理 わかりました。

議長 このデータは単純計算し、条件に合わせ出したものです。
どこまで参考にするかということは難しいですが、このデータをもとに賃借料を決めていただきたいと思います。

7番 市のホームページにおいて、今回配布した資料を出すのですか。

事務局 はい、そうです。
広報かつやまでは、これまでは、各地区の整備地域、未整備地域の平均値を掲載し

ています。市のホームページでは、すべて公表しています。今年度につきましても昨年と同様なかたちで公表する予定です。農業委員の皆さんで、この部分については省いた方がいいとか、この部分を入れたほうがいいのかというご意見がありましたら、本日この場でご検討をしていただけたらと思います。

3 番

遅羽地区のデータですが、基盤整備地域と未整備地域の平均額が逆転しています。システムにデータをのせたらそうなったということですが、これを見たときに、当然疑問を持たれると思いますので、説明ができるような文章を入れていただけるとありがたいです。

事務局

はい、わかりました。

1 2 番

ここにかいてある野向町の数字は、農事組合法人 えちぜんかぶとの分だけですか。

事務局

ほとんどが農事組合法人 えちぜんかぶとの利用権設定によるものですが、ほかの集落の部分も一部ございます。

1 3 番

確認ですが、これは平成 2 7 年 1 月から 1 2 月に公告したもので、地区の全体の数字でないということによろしいですか。

事務局

はい、そうです。

職務代理

賃借料情報を公表するということですが、現在、市のホームページに昨年のもものが掲載されていますが、今年についても、昨年度と同じように掲載する予定ですか。

事務局

はい、昨年と同じようなスタイルで掲載する予定です。

事務局長

資料の下段にお願い事項について加筆し、わかりやすく掲載しますのでよろしくお願ひします。

先ほど●●委員からのご意見がありましたことについても、平成 2 7 年中のデータであって、地区によっては偏っている場合があるということ、追加して書かせていただこうかと思ひます。

職務代理

市の広報 8 月号で掲載するとお聞きしましたが、ホームページではいつ公表しますか。

事務局

本日ご承認いただけるのであれば、修正をしまして、明日アップします。

議長

ほかにございませんでしょうか。

議長

ございませんか。これより、議案第 1 1 号それぞれについて採決いたします。

議案第11号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
(異議なし)

議長

次に、報告事項に入ります。

事務局

農地法第3条の3第1項の規定による届出6件について報告いたします。(説明)

議長

このことについて何かありませんか。
では次に、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告を
願います。

事務局

農地法第18条第6項の規定による通知について報告いたします。

議長

このことについて何かありませんか。
ないようですので、次に、農地所有適格法人の報告について事務局より報告を願
います。

事務局

農地所有適格法人の報告について説明します。
(説明)

議長

次に各関係機関(議会、土地改良、JA)から何か報告事項はありますか。

土地改良区(7番)

大渡の土地改良の事業着工が8月からと決定しました。

議長

先月の定例農業委員会において、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動
の点検・評価(案)及び平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)につい
て、意見のあるかたは事務局までということをお願いしましたが、事務局に確認し
たところ、意見がなかったと聞いています。これらについては、6月30日までに
市のホームページで公表することになりますので、よろしくお願いたします。
そのほかないですか。

12番

相続登記をしたときは、届出をすることが義務付けられていますが、届出をしな
い場合、委員会として不都合な点はありますか。報告しなくても法務局から、名義
が変更になったことについて農業委員会に通知はありますか。名義変更をしても届
を出さない人がいると思います。そのような場合、農地台帳の整備はどのようにして
いますか。

事務局

今のところ、何も法務局から農業委員会に通知はありません。
農地法3条の3第1項の届出について届出がなかったものでも、毎年1回、固定
資産税情報と農地台帳システムの情報を照合しているので、報告がなくても農地台

帳のデータが変わることがあります。

農業委員さんにおかれましては、そういうことが発覚した場合には、農業委員会に届出をすることが法律で義務付けられていることを周知していただけるとありがたいです。

議長

本日の議事は以上でございます。つづきまして、次回の定例農業委員会について事務局より説明願います。

事務局

次回の農業委員会は7月25日、月曜日、午後1時30分、本日と同じ場所での開催となります。

議長

それではこれで6月の定例農業委員会を終了いたしますので、職務代理が閉会のことばを申し上げます。

職務代理

それではこれで、6月定例農業委員会を終了いたします。最後まで慎重審議を賜り、ありがとうございました。

勝山市農業委員会会議規則第16条の規定により、会議の顛末を証するためにこれに署名する。

議 長 松村 勘兵衛

17番 山口 拓雄

4番 鈴木 佐智江